

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案の概要

平成 27 年 2 月 13 日
総務省自治行政局福利課

1 改正の趣旨

- 平成 27 年度の地方公務員共済年金の額を算定する基礎となる再評価率の改定等を行う。

2 改正の概要

- (1) 地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）の一部改正（第 1 条関係）
 - 過去に退職一時金の支給を受けた者が共済組合に退職一時金を返還するに際して付す利子の利率については、5 年に一度行われる公的年金の財政再計算の際に用いられる経済前提（年金積立金の名目運用利回り）を踏まえて設定されている。
 - 平成 26 年財政再計算において、年金積立金の名目運用利回りが変更されたことから、退職一時金を返還するに際して付す利子の利率について、平成 26 年財政再計算の経済前提となっている名目運用利回りをもとに当該利率の改正を行うもの。
- (2) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 58 号）の一部改正（第 2 条関係）
 - 共済組合が返還一時金、脱退一時金、死亡一時金又は特例死亡一時金を支給するに際して付す利子の利率については、5 年に一度行われる公的年金の財政再計算の際に用いられる経済前提（年金積立金の名目運用利回り）を踏まえて設定されている。
 - 平成 26 年財政再計算において、年金積立金の名目運用利回りが変更されたことから、返還一時金、脱退一時金、死亡一時金又は特例死亡一時金を支給するに際して付す利子の利率についても、(1) と同様に改正を行うもの。
- (3) 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 287 号）の一部改正（第 3 条関係）
 - 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律 132 号。以下「16 年改正法」という。）において、平成 27 年度における年金額の再評価率の改定の特例として、本来水準を表す指数が特例水準を表す指数以下となる場合は、マクロ経済スライドを適用しないこととされ、両指数は政令で定めることとされた。
 - 平成 27 年度の本来水準を表す指数は平成 26 年度の本来水準を表す指数に再評価率の改定の基準となる率（プラス 1.4%）を乗じて得た率とし、特例水準を表す指数は平成 26 年度の特例水準を表す指数とする。
（この結果、本来水準の指数が特例水準の指数を上回ることから、マクロ経済スライドが適用されることとなる。）

(4) 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成17年政令第83号）の一部改正（第4条関係）

- 68歳未満の者に係る年金額（新規裁定者の年金額）は、原則、毎年度名目手取り賃金変動率を基準として改定、68歳以上の者に係る年金額（既裁定者の年金額）は、原則、毎年度物価変動率を基準として改定することとされている。ただし、名目手取り賃金変動率が1を上回り、かつ物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、新規裁定者、既裁定者いずれも名目手取り賃金変動率を基準として改定する仕組みとされている。
- また、16年改正法によりマクロ経済スライドが導入され、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づき年金の給付水準を調整する「スライド調整率」が設定され、平成27年度の年金額に係るスライド調整率^{※1}は▲0.9%とされたところ。

※1 スライド調整率（▲0.9%）

$$= \text{公的年金被保険者数の変動率（▲0.6%）} \times \text{平均余命の伸び率（▲0.3%）} \\ \text{（平成23～25年度の平均）}$$

- 以上から、平成27年度の本来自準の年金額は、平成26年平均の消費者物価指数の対前年比変動率がプラス2.7%、名目手取り賃金変動率がプラス2.3%、となったことから、名目手取り賃金変動率（プラス2.3%）にスライド調整率（▲0.9%）を乗じて得た率（プラス1.4%）を基準として改定する。
- なお、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）により、平成27年度において特例水準が解消（平成26年度末時点で特例水準が本来水準を0.5%^{※2}上回る）されることから、名目の年金額については、基本的にはさらに▲0.5%の減額が行われ、最終的に0.9%^{※2}の改定となる。（0.9%の引き上げ）

※2 特例水準と本来水準との差分は生年月日により異なるため、受給権者の生年月日ごとに実際の名目の年金額の改定率は異なります。

- また、退職共済年金の受給権者が組合員又は厚生年金保険の被保険者等である間においては、当該退職共済年金の年金額と報酬との合計額に応じて年金額の全部又は一部の支給を停止することとされ、この支給停止の基準額は賃金等の変動に応じて改定することとされている。
- 平成26年平均の消費者物価指数の対前年比変動率がプラス2.7%になったこと等から、当該基準額を改定するもの。

(5) 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成23年政令第151号）の一部改正（第5条関係）

- 地方議会議員年金制度については、平成23年6月1日をもって制度が廃止されたが、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講ずることとされたところ。
- この経過措置として支給する地方議会議員の年金額についても、廃止前と同様、物価変動率を参酌して改定することとされており、平成26年度の議員年金の年金額を公的年金の本来水準と同様にプラス1.4%改定するもの。
- ただし、受給権発生時より受給している年金額が、物価変動率を参酌して改定された年金額を上回る場合は、従前額が保障される仕組みとされている。

3 根拠法令

- ・ 地共済法第44条の4第5項、第44条の5第5項、第81条第5項、第82条第3項及び附則第28条の2第4項
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第98条第4項及び附則第125条
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成12年法律第22号）附則第11条第11項及び附則別表
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年法律第132号）附則第7条の2第1項第1号及び第2号
- ・ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）附則第21条

4 スケジュール

施行日：平成27年4月1日（水）